

市内リーグ委員会細則

この細則は、市内リーグ委員会の規則に基づいて運営に必要な事項を定める。

1. チーム登録・選手登録について

- (1) 八戸市サッカー協会、基本規程第51条により加盟した団体及び所属選手を有資格者とする。
- (2) 登録料については、委員会規則第10条による。
 - イ. 納付期限は、7月末日とする。
 - ロ. 年間表彰式参加費用(各チーム5,000円×2名分)も登録費用と同時に納付する。
- (3) 追加選手の登録については、**随時可能**とする。
試合出場希望日の1週間前までの登録とする。

2. 参加チーム・選手の資格要件等

- (1) 参加チーム・選手は、市内リーグ規則及び細則を遵守できるチーム・選手であること。
- (2) 選手の資格要件は、社会人であること。(未成年であるかどうかは問わない)
- (3) 参加選手は傷害保険に加入していること。(チーム加入を原則とする)
- (4) 選手の登録人数は、最低15人とする。(16人が望ましい)
- (5) シーズン途中のチーム移籍は認められない。(選手登録時に本人の意思確認をすること。)

3. 大会要項(競技規則・競技方法)

- (1) 競技規則は、当該年度の日本サッカー協会競技規則に準ずる。
- (2) 試合時間は、前半30分・後半30分とし延長戦は行わない。ハーフタイムは5分とする。
- (3) 試合成立の最小人数を8人とする。
- (4) **選手交代の人数制限・交代の回数制限は行わない。**
- (5) 順位の決定は、勝者は勝ち点3・引分は勝ち点1・敗者は勝ち点0・不戦敗は-2点(得点-7点)とし勝ち点が上位のチームの順番とする。
- (6) 勝ち点が同数の場合は、得失点差によるが、なお同数の場合は当該チームの勝敗による。
- (7) 試合中に警告を2回受けた選手は退場となり、次の試合に出場することができない。
リーグ期間中、警告を累積で3回受けた選手は、次の試合に出場することができない。
試合中に退場を命じられた選手は、次の試合に出場することができない。その後の処置については運営委員会で決定する。
- (8) 警告・退場があった場合、審判担当チームは、該当チーム名・選手氏名を試合結果を含めて事務局までLINE報告すること。
- (9) ユニホーム等、選手の用具について
 - イ. ユニホームの色は審判と同系色(黒・濃紺)を使用しない。(JFA競技規則に記載)
(パンツ・ソックスの黒色は認めるが、使用の際はパンツかソックスのいずれかとする。)
 - ロ. 主審は、対戦チームのユニホームが同系色で判別しがたいと判断したときは、両チーム立ち合いのもと、いずれかのチームが別色のユニホームまたはビブス等を着用することを決定する。
 - ハ. ユニホーム(シャツ・パンツ・ソックス)の色はチームで統一すること。
メーカー名が相違していても主たる色が同系色であれば着用を認める。ビブスも同様とする。
 - ニ. ゴールキーパーのユニホームにおいてショーツ・ソックスはフィールドプレイヤーと同系色でも良い。
 - ホ. ソックスにテープ・その他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
 - ヘ. アンダーシャツ・アンダーショーツ・タイツの色は問わない。ただし、原則としてチーム内で同色のものを着用する。

4. 審判

- (1) 加盟登録チームはJFA審判資格者の保有を義務とする。
- (2) 主審は有資格者が担当すること。
- (3) 主審及び副審とも審判割当てに従って、担当チームが責任をもって試合の運営に努めること。
- (4) 審判講習会等を受講し、審判のレベル向上を図る。
- (5) 不戦敗になったチームが審判割当てに該当していた場合、当該チームが審判担当をすることを原則とする。

5. 組み合わせ及び日程等

- (1) リーグは、1部から4部までの10チーム単位とするが参加チーム数により調整する場合がある。
- (2) 毎年度のリーグ開幕前に運営委員会を開催し、組み合わせ及び日程を調整する。
- (3) 試合日程の変更
リーグ開幕前までに日程調整をすること。
但し、自然災害等及び施設側の使用不許可の場合は、以後の日程を調整することができる。
- (4) リーグ戦の開催時期は、原則 5月から10月末日とする。(未消化の場合は期間を延長する。)

6. 表彰

年間表彰式においてリーグ表彰を行う。

7. その他

- (1) 予定していた試合を故意に放棄した場合など重要案件は運営委員会を開催し処罰を決定する。
- (2) 反社会的勢力(団体・個人問わず)との関わりを排除する。
- (3) 試合中の怪我等の処置はチーム対応とする。
その後、病院等で治療が必要になった場合も、チームの責任において対処する。
- (4) 試合会場の準備・後始末は各会場施設の運営方法により行うこと。
- (5) 各会場とも施設内は禁煙になっています。(喫煙場所も撤去されています)
- (6) 南部山会場について、駐車場が満車の場合はグラウンド外周の駐車スペースを利用すること。
それ以外の場所への駐車は認められていませんのでチーム内で共有すること。
- (7) PAMCO会場について、ボールが防球ネットの外にでた場合は、外から蹴り入れる・投げ入れる等の方法でボールをピッチ内に入れない。設備の破損等の場合、当事者が損害賠償する。

8. 新型コロナウイルス感染症等の対応について

- (1) 2023年3月13日(月)からマスク着用は個人の判断に委ねられたこと、5月8日(月)から「2」類から季節性インフルエンザと同様の「5」類に変更になることから各種制限を解除する。
- (2) 季節性インフルエンザ等に罹患又は発熱・体調不良等の状態になった場合は、当該日から5日間は休養日とし、その期間内の試合出場は見合わせる事。

附則

この細則は2015年(平成27年)8月1日から施行する。

改正 2020年(令和2年)4月30日

改正 2021年(令和3年)4月21日

改正 2022年(令和4年)4月27日

改正 2023年(令和5年)4月26日

市内リーグ運営細則(簡易版)

1. 試合成立最小人数 8人
2. 登録料(①+②+③)
 - ①チーム登録料 継続・新規チーム共通 40,000円
 - ②個人登録料 1名につき2,500円×登録人数
 - ③表彰式会費 10,000円(1名5,000円×2名分)7月末日までに下記金融機関に振込み願います。
3. 銀行振込について 振込時の依頼人名は「〇部 チーム名」でお願いします。

金融機関名	青い森信用金庫 廿三日町支店 普通 0001366
名義フリガナ	(トクヒ)ハチノヘシサッカーキョウカイ
名義人名	特定非営利活動法人八戸市サッカー協会 会長 嶋脇 洋三

*会長が伊藤 順悦から嶋脇 洋三に変更になりましたが、その他に変更はありません。
既存の振込カードは、そのまま使用できます。
4. 追加登録手順
 - ①登録料振込 1名につき2,500円×追加人数
 - ②個人登録料を振込後に振込票控を撮影し登録者氏名と一緒に渡邊までLINE送信する。
 - ③登録受付期限 随時可能
 - ④追加登録選手が試合に出場できるのは出場希望日の1週間前までの登録とする。
5. 試合日程 NPO法人八戸市サッカー協会ホームページで確認する。
2023年度の開幕日を5月14日(日)とする。
6. 出場選手確認方法 選手名簿ファイルを協会ホームページに更新の都度、掲載するので担当審判員は選手名簿と出場選手の身分証明書「免許証・保険証等(コピー可)」で氏名を確認する。
7. 事務局との連絡方法
 - ①原則、LINEを使用しての方法とする。
 - ・全体の連絡用として、グループ「市内サッカーリーグ」を使用
 - ・各部毎の連絡用として、グループ「市内サッカーLO部」を使用
 - ③試合結果連絡方法
 - ・LINEのグループ「市内サッカーLO部」のノート機能を使用
 - ・各部毎のグループの試合結果用ノートに各部毎に試合の審判担当チームが結果を記入する。
8. 保険加入について 試合中の怪我に対応する傷害保険加入は、各自チームにて契約する。
9. その他
 - ①ユニホームのパンツ・ソックスに黒色は認めるが、使用の場はいずれか一方とする。
 - ②試合会場は、多賀・PAMCO・南部山・新井田の各会場になりますが試合運営及び駐車場等については各会場の使用基準を遵守すること。
 - ③市内リーグ細則等(簡易版含む)について不明な点があれば独自解釈せずにリーグ運営事務局(委員長・副委員長)に確認する。